

松下幸之助記念財団 研究助成

研究報告

(MS Word)

【氏名】上村剛

【所属】(助成決定時) 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程

【研究題目】

権力分立論の誕生をめぐるグローバル・ヒストリー：18世紀後半のブリテン帝国の本国-植民地の相互作用

【研究の目的】(400字程度)

本研究の目的は、政治学の重要な原理である権力分立論が、18世紀後半においていかに誕生したのかを、グローバル・ヒストリーの方法を用いて再考し、新たな歴史を描くものである。三権分立の議論はモンテスキューの『法の精神』において確立され、アメリカ合衆国がそれを統治制度として取り入れた、との学説が支配的である。これに対して本研究は、『法の精神』が出版された1748年からアメリカ合衆国が独立し各州の憲法が制定された1776年にいたるまで、ブリテン帝国がいかにモンテスキューを受容し、政治制度構築の際に権力分立論を援用したかに注目する。本研究は、従来モンテスキューとアメリカこそが三権分立の議論において重要であるとの定説を覆し、1760年代から1770年代のブリテン帝国の政治家や思想家のモンテスキュー受容の重要性を指摘することを目指す。

【研究の内容・方法】(800字程度)

本研究は9つの部分から構成され、基本的には時系列に沿って展開される。まず、『法の精神』における権力分立論の内在的検討を第1章で行い、権力分立論が混合政体論など類似した政治思想との混淆の下にあること、裁判権が重要な位置を占めること、裁判権にはフランスのパルルマンを念頭に置いたものと、イングランドの陪審を念頭に置いたものがあることを示す。次に、ブラックストンの『イングランド法釈義』を検討する。これと同時代の植民地における新たな政治制度としての権力分立論と、本国-植民地間の権力関係がどのように思考されたかを、トマス・パウナル、ジョージ・ジョンストンといった植民地総督の政治思想を中心に描く。4つ目の部分として、1769年のイングランドのミドルセックス選挙事件における、混合政体論と権力分立論の分岐について論じる。更に、インドにおいても、1772年の司法法案から1773年の東インド会社規制法の成立過程を通じ、権力分立論は混合政体論から離れ、独自の概念として展開されことを示す。

このようにして1760年代後半から1770年代前半のブリテン帝国において、権力分立論が混合政体論から独立した政治論として登場し、今日言うところの権力分立論が、アメリカの独立以前のブリテン帝国において成立していたと考えられる。

他方でアメリカ合衆国における動きについても本研究は論じる。まず、独立以前のアメリカにおける権力分立の思考において最も重要なのは、1774年のケベック法と、それに対する応答であるため、それについて論じる。次に、1776年の邦憲法制定時に、三つの権力の分立が多く数の邦において謳われたこと、しかし実際には文言と異なって、混合政体論の影響も依然として強かったことを描く。このような混淆は、連邦合衆国憲法の制定過程にも影響を与え、『フェデラリスト』を著したマディソンとハミルトンの政治思想においても反映されたものであった。最後の2つの部分として、マディソンとハミルトンが権力分立論を実際としては擁護しておらず、それらは憲法批准の論争のためのイデオロギーであったことを明らかにするものである。

【結論・考察】(400字程度)

これらの議論から、本研究は、2つのことを明らかにする。まず、1770年代の前半のブリテンにおいて『法の精神』の解釈を通じて権力分立論が成立していたことである。それは、混合政体論と異なって立法府を外から抑制すること、立法権、執行権、司法権の三つの権力の分立を内実とするものである。次に、マディソンは従来の見解と異なって権力分立論の擁護者とはみなされず、抑制均衡が権力分立論の内実として不可欠とは限らないことを示す。彼はあくまで司法府と執行府の修正参議会を理想の統治機構と理解しており、これは司法府と執行府の分立を肯定する、三権分立の議論と両立しないものである。このような本研究の議論は、マディソンの議論に基礎を有する今日の権力分立論の議論にも、大きな示唆を与え、見直しを迫るものであると考えられる。その意味において、本研究は、大きな意義を持つものであると言える。